

トランポリン普及指導員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）の管轄するトランポリン普及指導員（以下、「普及指導員」という）に関する事項について定める。

(目的)

第2条 普及指導員の資格を認定する制度は、次の事項を達成することを目的とする。

(1) 社会体育・レクリエーション・スポーツとしてのトランポリン運動、幼少年期の調整力トレーニングとしてのトランポリン運動、各種スポーツ選手のトレーニング手段としてのトランポリン運動の普及・指導を担う指導員を養成する。

(2) 競技普及とは別に、トランポリン運動の普及・指導を目的とした指導員を養成する。

(普及指導員の任務)

第3条 普及指導員は、第2条に示す本制度の目的を達成するため、社会体育指導者としての立場を自覚し、常の資質の向上を図り、健康で明るい愛好者の育成をもって社会に貢献しなければならない。また、指導範囲として、本会制定トランポリン段階練習表30番までの種目、バッジテスト・シャトルゲーム会及び競技検定を管理・運営する。

(認定の権限)

第4条 普及指導員の認定および継続の審査に関わる業務は、トランポリン委員会普及指導員育成部（以下、「トランポリン普及指導員育成部」という）が行い、会長がこれを認める。

(認定の基準)

第5条 普及指導員は、次のいずれかの基準により本会が認める。

(1) トランポリン普及指導員育成部が承認した普及指導員の審査を行う認定講習会（以下、「認定講習会」という）を受講・修了し、普及指導員資格登録料を納めた者。

(2) 普及指導員相当の能力がトランポリン普及指導員育成部に認められ、理事会の承認を受け、普及指導員資格登録料を納めた者。

(認定講習会)

第6条 認定講習会は次のとおりとする。

(1) 都道府県協会のトランポリン部署が、トランポリン普及指導員育成部が定める講習会開催要領に従って講習会の開催を申請し、トランポリン普及指導員育成部によって承認された場合、開催することができる。その場合、開催期日1か月前までに申請し承認を受けなければならない。

(2) 認定講習会の講習内容・時間は細則として別に定める。

(3) 講師は、トランポリン普及指導員育成部が選任したトランポリン公認普及指導員養成講師が行う。尚、選任する講師は開催年度普及指導員または本会トランポリン競技コーチ資格登録完了者であること。

(4) 認定講習会にかかる経費は開催を申請した団体が負担する。

(受験資格)

第7条 普及指導員の受験資格は、受講年度の4月1日現在18歳以上で、本会制定のトランポリン段階練習表の30番までの実技能力がある者とする。ただし、本会倫理規程の定める違反行為によって本会、または本会以外の組織による処分が適用されている期間は受験資格を失うものとする。

(資格の有効期間)

第 8 条 資格の有効期間は次のとおりとする。

- (1) 新規に普及指導員として認定された日が属する年度、またはその翌年度に普及指導員資格登録料を支払った場合、支払い完了日の年度を含めて 4 か年度最終日の 3 月 31 日までの期間内有効とする。
- (2) 普及指導員として継続更新する場合、第 8 条(1)の有効期間最終年度の翌年度に 4 か年度分の普及指導員資格登録料を支払うことで、再び 4 か年度分の資格の有効期間を得ることができる。
- (3) 有効期間内に、第 10 条に示された資格停止となっても資格の有効期間は変わらないものとする。
- (4) 有効期間内に、第 10 条に示された資格失効となった場合、その時点で有効期間完了となる。なお、支払われた有効期間内の資格登録料の返金を行わない。
- (5) 有効期間内に、本会トランポリン競技コーチ資格、または公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者「公認体操コーチ 3 (トランポリン)」資格を取得した場合、その 4 か年度分の資格登録料が新たに発生する。取得した資格が有効となった段階で、普及指導員資格の定義はその上位資格に含まれるものとする。なお、すでに支払われた有効期間内の普及指導員資格登録料の返金を行わない。
(資格の継続)

第 9 条 資格の継続を希望する者は、有効期間内に開催されるバッジテスト・シャトルゲーム会、競技検定会、研修会に参加することが望まれる。

(資格の停止・失効)

第 10 条 資格の停止・失効の条件は、次のとおりとする。

- (1) 第 8 条(1)(2)の普及指導員資格登録料の当該年度内の支払いが完了しなかった場合、指導員資格は失効となる。
- (2) 第 9 条に示す条件は、普及指導員としての資質を研鑽することを推奨するものであり、資格の停止・失効につながるものではない。
- (3) トランポリン普及指導員育成部が特別な事情を確認した場合、停止または失効となった普及指導員資格を再び認定することができる。
- (4) トランポリン普及指導員育成部が普及指導員として不相当と認めた場合、資格を停止または失効にすることができる。

(普及指導員資格登録料)

第 11 条 普及指導員資格登録料は、別表のとおりとする。

(普及指導員の権利)

第 12 条 普及指導員の権利は次のとおりとする。

- (1) 本会主催のバッジテスト・シャトルゲーム会を開催・審査する権利
- (2) 定期的に行われるトランポリン委員会主催の研修会に参加する権利
- (3) 本会トランポリン競技コーチ資格認定講習会を受ける権利

付則

- (1) この規程に定めのない事項は、それぞれの委員会で細則として別に定める。
- (2) この規程の改廃は、それぞれの委員会の審議を経て、理事会の議決によって行う。
- (3) 旧社団法人日本トランポリン協会が制定していた公認トランポリン普及指導員規程は廃止する。

平成 29 年 3 月 3 日 制定

平成 29 年 4 月 1 日 施行

令和 4 年 3 月 4 日 改定・施行
令和 6 年 12 月 7 日 改定
令和 7 年 4 月 1 日 施行

別表 普及指導員資格登録料

登録に関する料金は、次のとおりとする。

種 類	料 金
普及指導員資格登録料	10,000 円 (4 か年度分)